

一般社団法人福岡県情報サービス産業協会

常任委員会設置規程

1. 目的

本協会定款第40条に基づき設置する委員会のうち、「常任委員会」の運営に関し、必要な事項を定める。

2. 常任委員会の種類及び業務

1) 企画調査委員会

- ①協会活動の活性化を図るため、協会運営に関する企画調査及び実施に関すること。
- ②講演会の開催及び産学官・他団体等との交流に関すること。
- ③会員の新規加入促進に関すること。

2) 教育委員会

- ①会員の人材育成・人材高度化を図るため、リーダー及び事務・技術者の育成研修の企画及び実施に関すること。
- ②公開セミナー及び先進企業見学会の企画及び実施に関すること。

3) 広報委員会

- ①協会活動の周知を図るため、パンフレット、機関紙の発行及びホームページによる協会のPR活動に関すること。

4) 厚生委員会

- ①会員相互の交流・職場環境の改善を図るため、福利厚生、諸行事の企画・実施に関すること。

3. 構成と役割

1) 委員長

- ①会員の中から理事会の議を経て会長が任命する。
- ②委員長は、委員会の運営を統括し、各事業年度の事業計画及び予算について理事会の議を得て事業を遂行する。

2) 副委員長

- ①各委員会委員の中から副委員長として1～2名を会長が選任する。
- ②副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は副委員長がその任務に当たる。

3) 幹事

- ①委員の中から委員長が5～10名を選任する。
- ②幹事は、委員会運営の主たる活動のリーダーとして委員長を補佐する。

4) 委員

- ①会員は、いずれかの委員会に所属し、委員としてその事業に参加協力する。
- ②中途入会会員の所属委員会及び所属委員会の変更を希望する委員については、委員会連絡会議で協議する。

5) 担当役員

理事及び監事は、理事会で委員会の担当を決め、委員会の会議等に参加して理事会とのコミュニケーションを図り運営の支援をする。

4. 運営

1) 事業計画及び実施

- ①各委員会は、年次事業計画案及び予算案を策定し、2月の理事会で審議承認を得て実施する。
- ②各委員会が企画運営を行い、委員長名の開催案内は事務局から行う。

2) 会議

① 委員会全体会議

- イ. 委員長が必要に応じて招集し会議を開催する。
- ロ. 事業計画案及び事業活動について会議をする。

② 幹事会

- イ. 委員長が随時招集し、必要に応じて開催する。
- ロ. 事業計画案の検討及び事業に関する検討審議を行う。

③ 委員会連絡会議

- イ. 原則として年4回委員長又は副委員長を事務局が招集して開催する。
- ロ. 理事会との連携を図り、委員会間の相互連絡を行うとともに事業推進をする。

④ 理事会・委員会合同会議

- イ. 原則として年1回委員長及び副委員長を会長が招集して開催する。
- ロ. 委員会事業計画案及び実行予算案を審議するとともに、理事会と委員会相互のコミュニケーションを図る。

3) 任期及び辞令

- ①担当役員、委員長、副委員長、幹事（以下「各役員」という。）の任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。
- ②各役員の辞任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- ③委員長及び副委員長に対しては、会長の任命辞令を交付する。
- ④就任している各役員が年度途中で異動した場合は、速やかに事務局へ届出する。

5. 予算

- イ. 委員会には予算を配賦する。
- ロ. 予算は、理事会で審議承認を得る。
- ハ. 委員会活動に伴う実費については、各委員会に配賦の予算の範囲内で支給する。

6. その他

この規程に定めのない事項については、理事会・委員会合同会議で協議の上、理事会で決定する。

附則

この規程は、平成15年11月18日から施行する。

平成8年1月策定の(社)福岡県情報サービス産業協会委員会運営内規は、廃止する。

この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成26年4月1日から施行する。